

奈義町 PR 冊子・PR 動画制作業務委託

公募型プロポーザル実施要項

本プロポーザルは、奈義町 PR 冊子・PR 動画制作業務を委託するに当たり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による技術提案を募集する。

1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名 奈義町 PR 冊子・PR 動画制作業務
- (2) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで
- (4) 契約限度額 6,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 技術提案に参加できる者の資格

(1) 基本的要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げるいずれにも該当する単体企業又はその単体企業またはその単体企業を代表とする共同体とする。なお、本プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後、契約締結日までの間において、次のいずれかの要件を欠くこととなった者に対して、本プロポーザルの参加資格を取り消し、又は契約を締結しない場合がある。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号（第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当しないこと。
- ② 公募開始日から契約締結日まで、奈義町の指名停止の措置を受けていないこと。
- ③ 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年度法律第 154 号）第 17 条 1 項に基づき更生手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続き開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等）にない者であること。
- ④ 応募する社及び役員、社員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- ⑤ 受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、奈義町個人情報保護条例（平成 17 年 6 月 14 日条例第 7 号）及び奈義町個人情報保護条例施行規則（平成 17 年 6 月 14 日規則第 7 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、

滅失及び毀損の防止に努めること。

(2) 技術力に関する要件

仕様書の内容を十分に理解した上で、業務を的確に遂行し得る専門的知識と能力を有していること

(3) 守秘性に関する要件

企業の服務規程として、次の条件を満たしていること。

業務上知り得た情報を漏らさないこと

(4) 業務実績に関する要件

過去5年以内において国又は地方公共団体等の公的機関から、プロモーション及び普及・啓発のための広報用冊子及び動画制作に関する委託業務（別添仕様書に定める業務と同種のもの）を受託し、全て誠実に履行した実績を有していることが望ましい。

3 受付場所及び担当

岡山県勝田郡奈義町 情報企画課 担当：小坂

〒708-1323 岡山県勝田郡奈義町豊沢306-1

TEL：0868-36-4126（直通）

FAX：0868-36-4009

E-mail：kikaku@town.nagi.lg.jp

URL：<https://www.town.nagi.okayama.jp/>

4 スケジュール

NO.	項目	期 日	備 考
1	参加表明書の提出期限	令和6年10月15日(火)	PDFをメールで提出
2	質問期限	令和6年10月18日(金)	メールで質問書を提出
3	回答期限	令和6年10月21日(月)	メールで回答
4	企画提案書等の提出期限	令和6年10月24日(木)	郵送又は持参（必着）
5	プロポーザル審査会	令和6年10月28日(月)	会場：奈義町役場 301 会議室 日時：13時30分から
6	審査結果通知	審査日から翌営業日迄	メールで全社に通知する。
7	契約締結	結果通知以降	
8	業務期間	契約書締結日から令和7年3月31日（月）	成果物一式（仕様書参照）

5 書類の提出方法

(1) 提出期限

以下のとおり

(2) 提出先

3の場所に同じ

(3) 提出書類

NO.	書 類	様 式	部数	備 考
①	参加表明書	様式1	—	提出期限：令和6年10月15日（火）
②	会社等概要書	任意様式	8部	提出期限：令和6年10月24日（木）
③	提案者の同種業務実績	任意様式	〃	〃
④	本業務における執行体制	様式2	〃	〃
⑤	業務の工程計画	様式3	〃	〃
⑥	企画提案書	任意様式	〃	〃
⑦	参考見積書	任意様式	〃	〃

(4) 提出方法

・No.①

参加表明書については、PDFで情報企画課宛にメールで提出すること。

・No.②～⑦、企画提案書等

PDFで情報企画課宛にメールで提出の上、提出部数を確認し、情報企画課まで郵送又は持参すること。

郵送の場合は、10月24日（木）必着とし、郵送した旨をメールで報告すること。

6 提出書類及び書類作成に関する留意事項（様式1～様式3）

① 参加表明書（様式1）

② 会社等概要書（任意様式）

- ・会社概要（既存のパンフレット等でも可）
- ・役員名簿（氏名の読み仮名・生年月日も記載）

③ 提案者の同種業務実績（任意様式）

過去の事業に関する主な実績について、その内容や成果が分かる資料を添付すること。

④ 本業務における執行体制（様式2）

委託業務に携わるすべての者についてA4判1枚に記載すること。また、委託業務に関わる人が、提案者（共同提案体の場合はその構成員）との関係がわかるものの写しを添付すること。

⑤ 業務の工程計画（様式3）

業務の実施スケジュールについて、A4判1枚に記載すること。(A4判横可)

⑥ 企画提案 (任意様式)

A4判 (両面可) で作成すること。(A4判横可) (提案内容は簡潔かつ要領よくまとめること。)

⑦ 参考見積書 (任意様式)

積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。

7 質問及び回答に関する留意事項

(1) 質問の方法

質問がある場合は、質問の要旨を簡潔にまとめ、下記の期限までに質問書 (word で作成) を電子メールで提出すること。様式は任意とする。

(2) 回答の方法

質問の内容及び回答については、全社からの質問をとりまとめ、下記の期限までにメールで回答する。なお、質問の回答は、実施要領の加筆及び修正とみなすものとする。なお、提案型プロポーザルの趣旨に鑑み、提案内容についての質問や相談、審査の優劣に関すると考えられる質問については受け付けない。

8 審査の方法及び審査手続き

提出された提案書類に基づくプロポーザル審査会を次のとおり実施する。

(1) 実施日時：令和6年10月28日(月) 13時30分から

(2) 実施方法：提出された提案書類に基づき審査を行う。

(3) 審査員：奈義町設置の審査委員会

(4) 所要時間：30分/1事業者 (20分プレゼンテーション、10分質疑応答)

(4) 注意事項：指定の時間に遅れた場合には、審査の対象としない。

(5) 結果：

審査会による最適者の特定後、速やかに提案書類を提出した者に審査結果を通知する。審査結果は、契約締結後に公表する。また、提案者名は契約者のみ公表する。審査過程については公表しない。なお、電話による問合せは応じない。

※ 提案者が1社の場合、企画提案書等の審査により選考するとともに、業務を適切に遂行できると判断した場合は、当該提案者を契約候補者として選定する。

9 審査結果及び契約

(1) 前項の審査結果は、速やかに書面により通知するとともに奈義町のホームページにおいてその旨を公表する。

(2) 業務委託契約書の作成を要する。ただし、条件に合致しない場合等、特殊な事情があ

る場合には、委託契約を締結しないことがある。

- (3) 契約を締結する際に、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内において、提案された内容を変更するよう求めることがある。
- (4) 契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなす。

10 審査評価基準

本プロポーザルにおける評価基準は次のとおりとする。

下記審査項目に基づく審査の結果、最高評価点を得た提案者を契約候補者として選定する。なお、最高点の者が複数の場合は、審査会において合議により決定する。

NO.	項目	割合
1	業務理解度・取組意欲	10
2	業務実施体制	10
3	情報力・企画力	30
4	制作実行力	30
5	見積額	10
6	過去実績	10

11 その他

- (1) 応募及び審査に係る一切の経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提案者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- (3) 提案者に対して、提出された書類の内容について説明を求めることがある。
- (4) 審査の公正を図るため、提案者に対して、提出書類若しくは添付資料の記載事項または応募資格を有することを証明する資料等の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類について虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (6) 採否にかかわらず、提出書類は返却しない。
- (7) 提出書類及び添付資料は、情報公開の請求により開示することがある。
- (8) デザインは、他からのコピー並びに転用は行わないこと。
- (9) 映像等資料に係る著作権の権利は奈義町に帰属する。
- (10) 委託業務の成果は奈義町に帰属するものとする。